



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ア サ ッ ク ス
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 草 間 庸 文
コ ー ド 番 号	8 7 7 2 (東 証 第 一 部)
問 合 せ 先	取 締 役 総 務 統 括 部 長 島 田 博
電 話 番 号	0 3 - 3 4 4 5 - 0 4 0 4

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 44 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用については、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 44 期定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

記

1. 変更の理由

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）及び「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」（平成24年1月19日付）の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本株式分割及び単元制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が有する当社普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 分割前の発行済株式総数	109,935株
② 今回の分割により増加する株式数	10,883,565株
③ 分割後の発行済株式総数	10,993,500株
④ 分割後の発行可能株式総数	36,000,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日 平成25年9月4日(水)

基準日 平成25年9月30日(月)

効力発生日 平成25年10月1日(火)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成25年10月1日(火)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

【ご参考】

上記の単元株制度の採用に伴い、平成25年9月26日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月1日(火)をもって、当社定款の一部を以下のとおり変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)の変更を行うものであります。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設するものであります。
- ③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
- ③ 第7条乃至第8条の新設に伴う条数の変更を行うものであります。
- ④ 現行定款第6条の変更、第7条及び第8条の新設並びにそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>360,000株</u> とする。 (新設) (新設)	第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,000,000株</u> とする。 (<u>単元株式数</u>) 第7条 当社の単元株式数は100株とする。 (<u>単元未満株主の権利制限</u>) 第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第7条～第37条 (条文省略) (新設)	第9条～第39条 (現行どおり) 附則 第1条 <u>第6条の変更および第7条乃至第8条の新設ならびにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u> 2 <u>本附則は効力発生後これを削除する。</u>

以上